

中根 康浩 市長 様

2024年度

岡崎市予算編成と施策に
対する要望書

2023年11月8日

日本共産党岡崎市議団

鈴木 雅子

中根 善明

中根 康浩 市長 様

2023年11月9日

2024年度 岡崎市予算編成と施策に対する要望書

日本共産党岡崎市議団 鈴木雅子
中根善明

地方自治発展のためのご努力に、敬意を表します。

4年に及ぶ新型コロナウイルス感染症が2類から5類の指定になり、人々の交流、賑わいが戻りつつありますが、暮らしや経済は、まだまだ深い影響を受けています。これまで、市民の命を守るために最前線で闘ってこられた保健所、市民病院の職員のみなさまをはじめとした全庁の職員の皆様の公僕としての意思、また医師会をはじめとする各諸団体の皆様のご協力に感謝します。

イスラエルとハマスの戦闘は激化し、多くの市民・子どもたちの犠牲を生んでいます。ガザ攻撃の中止と即時停戦、ウクライナとロシアとの戦闘も継続されており、地球上から戦争をなくすことは人類の共通の願いです。

異常気象は日常化し、気候危機打開、地球温暖化対策は、これ以上待ったなしの状態です。

国会で岸田首相が「コストカット経済が進んだ30年間」とこの間の経済停滞を認めています。日本の経済の停滞と衰退の上に、物価高が国民生活を襲っています。

政府は、物価高対策も子育て支援もその場しのぎの政策しか打ち出せないにもかかわらず、5年間で43兆円もの軍拡予算のための増税を計画しています。

そうした状況の下で、真のSDGS社会、市民の暮らしと福祉の向上を第一にかかげた地方政治が切実に求められています。

以上に基づき、2024年度予算要望をいたします。

重点要望

☆学校給食費の無償化を拡大すること

☆18歳までの医療費無料化を通院まで実施すること

☆市内全域にまちバス、デマンドタクシーを走らせること

☆避難所にエアコンを設置すること

☆2030年までに世界の目標である温暖化ガス45%削減(2010年比)の実現に向けて、岡崎市の地球温暖化対策実行計画にもとづき、現

実的な施策に直ちに取り組むこと

- ◆保険証の廃止をしないよう、国に要求すること。
- ◆新設するごみ処理施設はガス化溶融炉にしないこと
- ◆今後の感染爆発に備えて、医療、保健の体制を確保すること。
ワクチン接種被害者の申請方法を周知し、補償を拡大するよう国に求めること
- ◆反社会的団体である旧統一教会関連の団体と関係を断つことを宣言すること
- ◆市民の暮らしを支えるため、水道料金の引き上げを行わないこと
- ◆南公園のグラウンド・テニスコートの代替施設を閉園までに使えるようにすること
- ◆介護士等の待遇改善で特別養護老人ホームの待機者をゼロにすること
- ◆高すぎる国民健康保険料を引き下げること
- ◆高齢者の補聴器購入に補助を行うこと
- ◆要支援の介護サービス（デイサービス、ホームヘルパー）を従来型で受けられるようにすること
- ◆保育園、育成センターの待機児を解消すること。保育士の待遇を改善すること。保育の民営化をやめること
- ◆保育園の育児休暇退園をなくすこと
- ◆地産地消を推進すること。抜本的鳥獣害対策を進めること
- ◆米価の下落を押さえるために地元で買い取る仕組みを、恒常的に自治体でつくること
- ◆災害用の防災無線を設置すること
- ◆早期の河川改修を要望すること（伊賀川、乙川、鹿乗川・砂川）
- ◆奨学金の対象拡大と返済補助を行うこと。給付型奨学金を創設すること
- ◆若者支援としてこども・若者相談窓口に若者が集える居場所をつくること
- ◆あらゆる政策にジェンダー平等の視点を貫くこと

◆生理用品の無償配布を恒常的に行うこと。小中学校のトイレに生理用品を置くこと

※赤字、下線の部分は新規の項目です。

< 1 > 市民の暮らしと福祉、健康を守ること

国民健康保険

1. 保険料

- (1) 国保料減免制度の申請を、1年間通して受け付けること。
- (2) 18歳未満の子どもは均等割の対象としないこと。
- (3) 高すぎる保険料は、10億円余の基金を取り崩して1世帯1万円引き下げること。
- (4) 一般会計からの法定外繰り入れを増やし、減免・軽減制度を維持し保険料の引き上げをしないよう県に要求すること。
- (5) 18歳未満の子どもがいる世帯には短期保険証の発行は行わないこと。

2. 国への要望

- (1) 国の補助金の拡充と愛知県の補助金の復活を求めること。
- (2) 子どもの医療費無料化（就学後）を実施している自治体へのペナルティをやめるよう国に求めること。

医療

3. 高齢者医療

- (1) 後期高齢者福祉医療は75歳以上の世帯全員非課税の高齢者も対象にすること。制度の周知を積極的に行うこと。

4. 子どもの医療費

- (1) 県の医療費無料化を通院も中学校卒業まで拡大するよう求めること。
- (2) 乳幼児医療費無料化を国の制度として就学前まで行うよう国に要望すること。

5. 市民病院

- (1) 後期高齢者と子どもの救急車搬送は非紹介患者初診加算の対象としないこと。初診の扱い期間を延長すること。
- (2) 患者の立場で医療ミスを判定する第三者（医師以外）による調査機関を設けること。
- (3) 医療の高度化に対応できるよう、看護師を増やし、夜間4人体制を現場が要求するすべての病棟で実施すること。
・医師の長時間労働をなくし、年休が取れるようにすること。
- (4) 救急患者の治療後の帰宅までの待合場所を作ること

- (5) 市民病院のロータリーに風防（風よけ）を設置すること
- (6) 東岡崎駅から市民病院行きの利用しやすいシャトルバスを運行させること。

介護保険

6. 保険料、利用料

- (1) 保険料の減免制度の対象を全非課税世帯（第三段階）まで広げること。
減免制度・助成制度をつくるよう国に要望すること。
- (2) 国の調整交付金5%を全額要求し、保険料の引き下げを行うこと。
- (3) 低所得者に対する利用料の減免制度は償還払いをやめ、制度の拡充すること。

7. サービス給付

- (1) 国民年金など低年金で入所できる特別養護老人ホームや小規模多機能施設などを増やし、待機者を早急に解決すること。
 - ・市の土地を提供して進めること。
 - ・市独自の建設補助金を増額すること。
- (2) 地域包括支援センターに専門員を増員できるよう援助すること。
- (3) 保険料滞納者に対する給付制限（ペナルティー）を設けず、必要な介護が正規の負担割合で受けられるようにすること。
- (4) 在宅看護（看取り）を充実させること。

8. 事業者

- (1) 総合事業に移行して現行相当サービスを行っている事業者の経営をなり立たせるために、報酬単価を市が今後も保障すること。
- (2) 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件の実情を調査・指導し、実質的な給与引き上げにつながる制度を国に求めること。
 - ・ケアマネージャーや事務職についても単独の処遇改善加算の対象とするよう、国に要望すること。

9. 制度

- (1) 要介護認定者に所得税の障がい者控除が適用できるよう、案内チラシだけでなく、対象者全員に認定書を個別に送付すること。
- (2) 介護度1. 2の人へのサービスを保険制度から外さないよう国に要望すること。

高齢者福祉

10. 補助制度

- (1) 運転免許証を返納した高齢者の外出を支援するためにも、バス・鉄道・タクシーなどの公共交通乗車券補助制度をつくること。
 - ・名鉄バスの高齢者パス（シルバーパス【6,000円】、ゴールドパス【5,000円】）購入期間（7－9月）限定を外すこと。

11. 制度・施設

- (1) 希望する全ての高齢者世帯に宅配給食制度・緊急通報システムを行うこと。
おむつ券と見舞金の支給は所得要件を撤廃すること。
- (2) 元気な高齢者が地域でいきいきと生活でき、認知症予防・介護予防となるような認知症カフェ・子ども食堂など集まりの場を日常的につくるための財政・人員・場所・空き店舗の支援をすること。
- (3) 2階以上の公共施設にはエレベーターを設置すること。

障がい者・児童福祉

12. 補助制度

- (1) 障がい児の学校生活を支援する介助員の費用を予算化すること。特別支援教室の補助者を増やすこと。
- (2) 発達障がいなど支援の必要な児童・生徒にきめ細やかな対応ができる学習支援員を増員すること。
- (3) タクシー券助成制度は、料金の半額ではなく、全額使用できる方式に戻すこと。
- (4) 精神障害者健康福祉手帳を取得していなくても自立支援医療の一割負担に補助を行うこと。

13. 施設

- (1) すべての障がい者施設の設立・運営に対する市独自の助成制度を設けること。
- (2) ふれあいショップを東庁舎の玄関に移すこと。
- (3) 重度障がい者のための入所施設の建設と一時保護の体制づくりを進めること。
 - ・親亡き後の障がい者が生活できるグループホームなどの施設を市が積極的に支援すること。
- (4) 子ども発達センターでは、全成長過程での支援を行うこと。専門医をふやすこと。

14. 制度・サービス

- (1) 65歳以上の障がい者や40歳以上の特定疾病該当者について、「介護保険サービス利用」を一律に優先させることなく、本人の意向に基づいて障がい者福祉サービスを利用できるよ

うにすること。

(2) 市民病院をはじめ、市の窓口すべてに手話のできる職員、**もしくはタブレットなどを配置**すること。

(3) 法定雇用率の引き上げを市内企業に周知するとともに、未達成の企業を公表し、雇用を促進すること。

・市として、市職員や指定管理者、委託事業所に障がい者雇用率を法定まで高め、精神障がい者の雇用も行うこと。

(4) 障がい者の声を反映した**コミュニケーション条例に差別解消推進の条項を盛り込むこと。**

(5) 磁気ループの設置と受信機の貸し出しを全ての公共施設で行うこと。

児童福祉

15. 制度・施設

(1) 岡崎市子どもの権利条例を制定すること。

(2) 雨の日や暑い日でも遊べる児童館や青少年の居場所となる青少年センターをつくること。

16. 保育

(1) 給食費の免除対象者を国の基準以上に拡大すること。

(2) **74年も続く保育士の配置基準を改善するよう**国に要望すること。市としては少なくとも現状の補助基準を引き続き守ること。**子どもたちにせめてもう1人の保育士を！の声にこたえて保育士を増やすこと。**

(3) 給食調理員を直接雇用に戻すこと。

(4) 病児保育を東西南北に一箇所は実施すること。

(5) 小規模保育事業などの認可事業については、保育にあたる職員は全て保育士有資格者とし、給食は自園調理で調理員を配置すること。**株式会社への委託をやめること。**

17. 学童保育

(1) 児童育成センターは、民間（株式会社）に委託しないこと。

・定数にみあう十分な広さとし、通常複数の専任指導員（正規）を配置すること。

・障がい児を受け入れる施設の改善と指導員の加配の増額を行うこと。

・希望する4年生以上の児童も含めて、早急に待機児童の解消を行うこと。

・利用料の減免制度の要件に、「就学援助を受けている場合」も加えること。

(2) 民間学童が公立学童保育と同じ保育料で運営できるよう、助成を増やすこと。

・障がい児加算は実態にあったものとする。

- (3) 放課後子ども教室、育成センター、一般児童で飽和状態になっている子どもの家の利用のあり方を見直すこと。
- (4) 子どもの家にエアコン（空調）をつけること。

保健・衛生

18. 保健制度・施設

- (1) 保健師を増員すること。
- (2) 額田支所に保健師を配置し、健診や健康教室を実施すること。

19. 健診・予防

- (1) 乳ガン検診・子宮ガン検診を希望者には毎年実施すること。
 - ・乳がん検診の年齢を引き下げること。
- (2) 65歳以上の無料健康診断を存続すること。また、対象を40歳以上までに拡大すること。
- (3) 特定健診に、市独自に肺レントゲン、心電図を加えること。
- (4) 児童の色覚検査を実施すること。
- (5) 乳幼児の予防接種費用を子どもの医療費の対象にすること。
- (6) 子育て世帯、障がい者、慢性疾患を持つ人への新型インフルエンザ予防接種に助成制度をつくること。
- (7) おたふくかぜの任意予防接種を定期接種とするよう国に要望すること。帯状疱疹のワクチンの補助を増額すること。
- (8) 高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種補助は、2回目も助成すること。
- (9) 妊娠を希望する夫婦および妊婦の同居人を対象とした風疹ワクチンと抗体検査は、無料とすること。
- (10) 初回の妊婦健診の費用を償還払いで補助すること。

・無料の産婦健診を2回にすること。

生活支援

20. 生活保護、生活支援

- (1) 生活保護費の引き下げを元に戻すよう国に要求すること。
- (2) 担当ケース数が一人80件以下となるようケースワーカーを増員すること。
 - ・専門の任期付会計年度任用職員を配置すること。
- (3) 生活保護申請から決定までの期間を短縮すること。
- (4) コロナ終息後も生活福祉資金などの融資制度の条件緩和をはかり、貸付金の枠を拡大する

- ・申請から決定までの期間を短縮すること。市独自の融資制度をつくること。

(5) 市として、法外援護を拡充すること。

- ・従来の生活保護利用者にもエアコン設置費用を支給するように国に要望すること。
- ・猛暑の時、適切な室温調節ができるよう電気料金として夏季加算を支給すること。

< 2 > 生活環境の整備、地域経済の振興で住みよい岡崎づくりを進めること

水害対策

2 1. 補助・制度

- (1) 浸水の危険がある地区への住宅開発には立地適正化計画防災指針を執行あるものにするため、浸水対策を義務づけること。
 - ・上流地域の開発に当たっては、雨水貯留浸透施設・貯留池の設置を義務付けること。
 - ・浸透ます、浸透式マンホールの設置を早急に効果のあがる地域に設置すること。
- (2) 被災世帯に対し、**災害支援金の枠を広げ市独自の**補助制度をつくること。
- (3) 河川の溢水や浸水を防ぐために、土砂・雑草等を定期的に取り除くこと。県管理河川に対しても積極的に要望する事。

交通安全

2 2. 道路施設等の整備

- (1) 安全な自転車道・自転車通行帯を設置すること。特に学生の自転車通学が多い道路には自転車専用道路をつくること
- (2) 車椅子・ベビーカー・シルバーカー・**歩行者**が通行しやすいよう、歩道のでこぼこ・段差を改修すること。
- (3) グリーンライン・ガードパイプ・歩道・信号の設置、スクールゾーンの設定や速度制限で、通学路の安全対策を行うこと。
 - ・消えかかった横断歩道の白線をチェックして、随時県警に引き直しを要望すること。
 - ・交通安全条例に基づいてガードレール、カーブミラー、街路灯・防犯灯設置の予算を大幅に増やすこと。
- (4) 東岡崎駅東側踏切に専用歩道をつけること。

上下水道

23. 料金、負担金、補助金

- (1) 下水道受益者負担金に延滞金をつけないこと。

24. 施設

- (1) 上下水道の耐震化を急ぐこと。塩ビ管の布設替えを急ぐこと。
- (2) 水道の民営化・**広域化**は行わないこと。
- (3) 陶製の雨水管は早急に調査をし、布設替えすること。

街づくり

25. ハード面

- (1) 東岡崎駅周辺整備については、地域住民や一般市民への情報公開と市民参加を基本とすること。
 - ・東岡崎整備工事にあたり、人と車の動線を考慮し、混雑が起きないように安全に行うこと。
 - ・完成後に渋滞が解消できるよう、十分に検討すること。
- (2) 太陽の城跡地に計画しているホテルは誘致しないこと。多額の費用のかかる おかざき乙川リバーフロント交流拠点は**いったん白紙に戻す**こと。
 - ・PFI手法で行わないこと。
 - ・中心市街地の集客のための駐車場を必ず確保すること。りぶら・市民会館駐車場は施設利用者優先とすること。
- (3) 全駅に無料駐輪場を確保すること。
- (4) 岡崎駅針崎若松区画整理事業は、住民の負担を軽減し、過小宅地にはノー清算・ノー減歩とすること。

26. ソフト面

- (1) 中心市街地計画については、二十七曲を活かし、歴史を尊重したまちづくりとすること。
 - ・地元商店街のイベントや二七市の存続のための支援を行うこと（たとえば公衆トイレやベンチの設置、歩行者天国支援）。
 - ・まちなかの活性化として、商店街を訪れた人に駐車場料金の補助を行うこと。
- (2) 住民の住環境を保障できるよう、特定事業手続条例を実効あるものとし、規制緩和を行わないこと。
 - ・特定事業については旧まちづくり条例の趣旨である住環境の保全を何よりも優先させ、

必ず住民説明会を実施し、同意条件を**必要**とすること。

・説明会を実施する関係住民の範囲を交通環境に影響のある1km以内にすること。

(3) 現状の住環境にもとづいた用途地域の設定を行うこと。

農林業

27. 制度・施設

(1) 地消地産を積極的に奨励すること。

(2) 耕作放棄地の対策として、貸し農地の情報を提供すること。

(3) **新規就農者・地域おこし協力隊の経営と生活を10年間支援すること。**

(4) 市民農園を増やすこと。

(5) 農業振興のため、農地計画を立て、無秩序な転用・**廃止**を抑制すること。

(6) 水源確保・災害対策としても山林の保全に行政が責任を持ち、下草、枝打ちのできない山の手入れに支援すること。**森林台帳を作成すること。**

28. 補助

(1) 岡崎市でも独自の農産物価格補償制度をつくること。

(2) 農産物の自然災害、鳥獣害対策への助成を強化すること。

・鳥獣害対策として防護柵、わなの設置、捕獲物の利用などに対する国・県の支援を要求すること。

住宅

29. 市営・県営住宅・集合住宅

(1) 新婚世帯・子育て入居枠を既設の市営住宅にも広げること。

(2) 市営住宅の戸数を減らさないこと。中之郷住宅・桑谷住宅を廃止しないこと。

(3) 市営住宅の風呂釜・浴槽および網戸の設置に助成制度をつくること。

(4) 老朽化している県営住宅の建て替え、修繕の促進を県に要望すること。

30. 制度

(1) 民間賃貸住宅に入居する高齢者への家賃補助をつくること。

(2) 孤独死した場合のあと片付け等に対する所有者への補助制度をつくること。

中小企業・労働

3 1. 中小企業支援

- (1) 国の中小企業憲章の理念を生かした中小企業振興条例をつくること。
- (2) 住宅リフォーム助成制度・商店版リニューアル制度を実施すること。
- (3) 全市的な買い物難民を救済するために移動販売者に対する助成制度を拡大すること。
- (4) 融資条件である市税等完納を一律に適用しないこと。
- (5) 市内中小・零細業者の実態調査を定期的に行うこと。
- (6) 電気自動車にシフトすることによる下請け事業者への影響調査を行い、対策を立てること。
- (7) 下請け代金の不払いや親企業・元請業者の身勝手なリストラ・コストダウンなど許さぬよう、公契約条例を厳格化し、対応すること。PFI事業にも公契約条例を適用すること
- (8) 工場等建設奨励制度を廃止し、中小企業対策費を増やすこと。
- (9) 県社会福祉協議会の生活福祉資金を借りやすくするよう、県に働きかけること。
- (10) 市が、中小零細事業者の経営や創業を支援する制度融資の窓口となり、保証協会や金融機関に融資の促進を働きかけること。

3 2. 雇用

- (1) 若者の労働実態を調査し、若者相談窓口のアウトリーチ支援を積極的に行うこと。
- (2) 正規社員拡大のための中小企業への施策を強めること。

ゴミ・環境・気候危機打開

3 3. リサイクル・ゴミ処理

- (1) ごみ減量のとりくみとして改めてごみ分別の説明会を行う際、ごみ減量に対する啓発を行うこと。
- (2) 高齢者・障がい者世帯への粗大ゴミの回収料金の減免制度をつくること。
- (3) 廃棄物処理場の排ガスの重金属・ダイオキシンを連続的に調査し、絶対に排出させないこと。
- (4) 国に「拡大生産者責任」を求める法律の制定を要求すること。
- (5) パッカー車の交通事故防止対策をとること。

3 4. 環境・エネルギー

- (1) 空き地の除草、管理のため草刈り条例を制定すること。

- (2) 太陽光発電の補助金を拡大すること。公共施設に積極的に設置すること。
- (3) さくら電力で卒FIT・非FITの家庭用の電気を買取ること。
- (4) ソーラーシェアリングを推進すること。
- (5) 地球温暖化を食い止めるため、企業に対してCO2排出規制を強化するよう国に求め、市内大企業の規制を市独自につくること。
- (6) 災害時の廃棄物処理にあたり、アスベストの事前調査および廃棄時の安全対策マニュアルを策定すること。

公共交通

35. 公共交通の充実

- (1) コミュニティバス、デマンドタクシーなど、西三河の中でも遅れた岡崎市の公共交通網を早急につくること。
 - ・市周辺地域（北部、東部、額田、六ツ美）にデマンド型乗合タクシーを走らせること。
 - ・車がなくても便利に移動できる交通手段について、各地域住民とともに話し合いを行い計画を練り上げること。
- (2) まちバスを復活して、料金も1日200円で乗り放題にすること。
- (3) 公共交通を充実させ、マイカー通勤の自粛で環境への負荷を減らすこと。
- (4) 環境にやさしい自転車の利用者に優遇制度を作ること。

< 3 > 憲法に基づく民主教育の原則を守り、 教育、文化、スポーツ施設などの充実を図ること

小中学校教育

36. 制度

- (1) 「子どもの権利条約」を学び、現場で実行すること。
- (2) 児童生徒に憲法の平和・民主主義の精神などを尊重する平和教育を進めること。侵略戦争を美化し愛国主義を押し付ける教科書を採用しないこと。
 - ・中学校の職場体験に自衛隊を選ばないこと。

37. 教育施策

- (1) 全国一斉学力テストに参加しないこと。学力テストの結果を公表しないこと。生徒を輪切りにする岡崎学力検査を廃止すること。
- (2) 部活動の地域移行にあたっては、生徒、保護者教員の声を充分聞き、移動のための負担をなくすこと

- ・部活動によって生じたスポーツ障害の調査を行うこと。
 - ・部活動に関する消耗品・備品費への助成をすること。
 - ・部活動の遠征には、実態にあった補助を行い、教員や保護者の負担をなくすこと。
 - ・部活動は自由参加とすること。
- (3) 国定道徳の押しつけをせず、憲法や子どもの権利条約の学習など、市民道徳の教育の一つとして「道徳の時間」を位置づけること。
- (4) いじめ・暴力・学級崩壊などの現状を正確に把握し、教師集団、スクールソーシャルワーカーの力に依拠し、解決すること。
- ・スクールソーシャルワーカーを増員して全中学校に配置すること。
 - ・スクールカウンセラーを小中学校の全てに配置すること。
- (5) 教育相談センターに、職員（専門職）を増員すること。
- (6) 建国記念式典のアトラクションへの小中学校児童生徒の参加をやめること。
- (7) 重いランドセル問題が解消できるよう、国に教科書の分冊化・軽量化を求めること。用具の持ち帰りを少なくすること。

教員

38. 教員の多忙化解消など

- (1) 教員の多忙化解消のため、正規職員を増やすよう、県教育委員会に強く要望すること。
- ・教員の事務作業を軽減すること。
- (2) 市費負担の学校事務職員・校務員を、教員の負担軽減の面からも、正規で全校に配置すること。
- (3) 教員の心のケアのため、休暇のとりやすい職場環境をつくること。
- (4) 出退勤時間の報告は実態をきちんと報告すること。タイムカードを設置すること。労働安全衛生法に定める月 100 時間を超える時間外勤務を行った教員に対しては、産業医との面談を必ず行うこと。
- ・とれなかった休憩時間や家庭訪問などの校外指導も勤務時間に含めること。
- (5) 教科指導員、校務主任補佐制度を見直すこと。
- (6) 担任の持ち時間数の軽減をはかるために、専科教員の位置づけを明確にすること。
- (7) **F 組に常勤の担任をつけること**
- (8) **非常勤講師にも全員タブレットを 1 台貸与すること**

学校施設

39. 備品・施設

- (1) すべての校舎・体育館のトイレを、明るく清潔に全面改修すること。シャワートイレを設置すること。
- (2) 学校図書費の増額をはかるとともに専任の司書を配置すること。学校図書館支援員を全校に配置すること。
- (3) 障がいを持つ児童・生徒のいる学校には必ずエレベーターを設置すること。
- (4) 避難所となる体育館に障害者用トイレ、太陽光発電を設置すること。
- (5) 学校プールを廃止しないこと。

父母負担軽減

40. 父母負担軽減

- (1) 義務教育無償化の原則に基づき、教育費の保護者負担の軽減を図ること。少なくとも教育活動に不可欠な教材費は無償とすること。(鍵盤ハーモニカ・木工用具・技術工具・算数セット、紙代)
- (2) 就学援助制度は、所得基準を生活保護基準の1.4倍まで広げること。
 - ・学期ごとの支払いでなく、月払いにすること。修学旅行費の事前支給を行うこと。
 - ・入学準備金は1月に支給すること。
 - ・「PTA会費」「クラブ活動費」を対象とすること。
 - ・申請書の窓口を学校だけでなく、市役所でも行うこと。
- (3) 誰もが希望の部活動ができるよう、部活動にかかる保護者の経済的負担を軽減すること。

学校給食

41. 給食制度

- (1) 卵と牛乳以外にもアレルギー除去食が配膳できる体制をすべてのセンターで早急にとること。
- (2) 給食センターをPFI事業で行わないこと。
- (3) 食材は地元産で無農薬・有機栽培(オーガニック)などできるだけ安全な食材を使うこと。

高等学校

42. 父母負担の軽減・制度

- (1) 親の経済力によらず 大学高校進学ができるよう、給付型奨学金の抜本拡充と、貸与型奨学金の無利子化を国に求めること。
 - ・学生支援機構の奨学金の返済に対して市独自の補助制度をつくること。

・大学、短大、専門学校の学費の半額と入学金制度の廃止を国に求めること。

・**奨学金の半額免除を国に求めること。**

- (2) 岡崎市の奨学金を増額し、支給要件に成績をいれないこと。支給型の奨学金と入学準備金を復活すること。
- (3) 岡崎市の私立高校授業料補助金の所得制限をやめ、増額すること。高校授業料の公私格差をなくすため、県の私学助成をふやすよう要望すること。

文化・芸術・スポーツ・生涯学習

4 3. 施策

- (1) 文化団体の育成のため、営利を目的としない文化行事への補助金の増額、公共施設の低額貸出などをおこなうこと。
- (2) 図書館の運営にあたり、「図書館の自由に関する宣言」を尊重し、運営を民間委託しないこと。

・中央図書館の駐車場の無料駐車時間2時間を3時間にもどすこと。

・市民センターの建て替えにあたって、図書館の分館を併設すること。

- (3) 一学区一運動広場等の増設と維持管理に引き続き力を入れ、スポーツ振興につとめること。

・**常磐南運動広場の代替施設を作ること**

- (4) 公共施設の統廃合は行わないこと。

4 4. 市民会館

- (1) 障がい者用駐車場に屋根を広げること。
- (2) 周辺の民間コインパーキングにも3時間無料を適用すること。

4 5. 市民センター

- (1) バリアフリーにすること。
- (2) 地域人口の多い中央地域は分割するか、もしくは、分館をつくること。

・岩津市民センターと北部地域交流センターの統廃合については地元や利用者の意見を十分にきくこと。

< 4 > 自治権拡充、清潔で市民本位の行政改革を進めること。

市民参加

4 6. 附属機関

- (1) 付属機関の委員は賛否両論の委員で構成すること。公募委員の選考過程を透明化すること。
- (2) 委員会の資料と議事録はすべてホームページに掲載すること。
- (3) 女性委員の比率を増やすこと。
- (4) 市民が参加しやすい時間に委員会を開催すること。
- (5) 計画策定の場合などには、市民の多様な意見を聞く吸い上げるため、無作為抽出の市民会議などを作る。

47. ジェンダー平等

- (1) 性の多様性を認め、LGBTQ+などへの差別をなくし、だれもが暮らしやすい社会を作るため、支援や制度を作ること。
 - ・選択的夫婦別姓制度を導入することを国へ要望すること。
 - ・性暴力被害のワンストップ支援センターを岡崎市にも作るように愛知県にも要望すること。

48. 市民活動団体

- (1) 地域交流センターの利用料は市民団体の立ち上げの一年間は無料とすること。
- (2) 額田地域で廃止し地元へ譲渡した施設の維持管理費を補助すること。

個人情報保護

49. マイナンバー制度

- (1) 各種手続きへの個人番号記入を強制しないこと。
- (2) 本人の合意なく、個人番号を調査しないこと。
- (3) マイナンバーの独自利用を拡大しないこと。
 - ・マイナンバーカードに健康保険証・ハローワークカード・運転免許証・運転経歴証の機能を付与しないこと。

税金・公共料金

50. 国税

- (1) 景気を冷え込ませ、国民生活をさらに困窮させる消費税は5%に戻すよう国に求めること。
 - ・インボイス制度を中止するように国に求めること。
- (2) 法人税を中小企業を除いて28%に戻すように国に求めること。
- (3) 大企業の内部留保課税を導入し、中小企業の賃上げ支援の財源をつくるように国にもとめること。

5 1. 市民税

- (1) 市民税の減免、支払い猶予などの制度を広く周知すること。市独自の市民税の減免制度をもうけること。
 - ・市民税の最高税率を65%に引き上げること。富裕層に応分の負担を求めること。
- (2) 資本金1億円以上の大企業の法人市民税は、上限税率まで引き上げ、市民の暮らしを充実する財源にすること。

5 2. 固定資産税

- (1) 年金生活者や障がい者、高齢者世帯など、収入の少ない世帯と民間福祉施設に対し固定資産税等の減免制度を創設すること。
- (2) 住宅用地の都市計画税は固定資産税並の軽減をすること。
- (3) 都市計画税率を0.25に引き下げること。

5 3. その他

- (1) 税や国保等の滞納世帯にあつては、滞納者の生活実態を把握して、最低生活費を残すなど生活の再建、維持ができるように配慮すること。分納額は自主申告を尊重すること。

行政改革

5 4. 行政サービス

- (1) 清潔で民主的、ムダのない効率的な行政改革を目指すこと。
- (2) 行政の窓口の民間委託（市民課、介護保険課）は行わないこと、職員を増やすこと。
- (3) PFI事業はこれ以上行わないこと。
- (4) 指定管理事業の予算・決算報告を議会に提出すること。
- (5) 市の委託・補助を受けている団体・企業に政治的中立を守らせること。

5 5. 市役所庁舎

- (1) 点字ブロックを黄色にすること。
- (2) 多目的トイレを全ての階につくること。

5 6. 市職員

- (1) 会計年度任用職員の比率を減らし、必要などころには必ず正規職員を採用すること。
 - ・会計年度任用職員、指定管理事業者及び委託事業者の職員の身分、待遇改善をはかること。
 - ・非正規職員の雇い止めを行わないこと。

- (2) 市の幹部職員に女性を積極的に登用すること。
- (3) 民間企業に波及する職員給与のカットを行わないこと。
- (4) 時間外勤務、休日出勤の代替休暇を確実に保証すること。
 - ・男性に産休、育休取得を推進すること。
- (5) 職場に分断を生み出す人事評価制度はやめること。
- (6) 市職員のメンタルヘルスケアおよびパワハラ、セクハラ対策を推進すること。

選挙

57. 投票所・公報

- (1) すべての市民が投票権を行使できるよう、歩いて行ける距離に投票所を増やすこと。
 - ・公共施設だけでなく、イオン以外のスーパーなど人の集まるところに期日前投票所を増やすこと。
- (2) すべての投票所をバリアフリー化すること。全投票所に車いすを準備すること。
- (3) 掲示板は、地域バランスを考え、市議選市長選挙では国・県選挙と同数にし、貼りやすく、人通りの多い場所に設置すること。
- (4) 国政選挙や複数選挙の期日前投票所では、投票用紙を1枚ずつ明確に分けて渡すこと。
- (5) 選挙公報の点訳、録音テープを作成し、希望する障がい者に配布すること。市ホームページに公報を掲載し、選挙後も残すこと。
- (6) 郵便投票制度を広く周知すること。対象を広げ、手続きを簡素化するよう、国に要望すること。

消防・防災

58. 消防、消防団

- (1) 消防職員の国基準を達成し、労働条件の改善と消防力強化を図ること。
- (2) 消防団員の出勤手当（夜警・災害出勤・地域の防災訓練）は実態に合わせた日数、人員で計算すること。
- (3) 山火事に備え、防火用水・小型ポンプ車を地域ごとに配置すること。防火水槽の耐震化を進めること。
- (4) 四輪駆動のポンプ車・積載車を増やすこと。
- (5) 出勤件数の多い南分署を消防署に格上げすること。

59. 防災

- (1) 全市に同報無線を設置すること。当面、防災ラジオを外部に放送できる設備を公共施設の屋上につけること。小中学校では直ちに実施すること。

(2) これまでに水害を受けた地域の高齢者・障がい者世帯に防災ラジオを無料で配布すること。

- ・希望者への廉価な販売を**実施**すること。
- ・町内会の新役員には新たに配布して拡大すること。

(3) 避難所を増やすこと。

- ・避難所の基準を国際基準に近づけること。バリアフリー化を行うこと。
- ・避難所に備蓄品・洋式の下水トイレを備えること。
- ・避難所に蓄電のできる太陽光発電を設置すること。
- ・浸水地域にある避難所は見直すこと。
- ・段ボールベッドとワンタッチパーティション“ファミリールーム”を全ての避難所に備えること。

・実態に合った福祉避難所の整備を早急に進めること。

(4) 夜間の避難訓練や避難行動要支援者に合った避難訓練など実効性のある防災訓練を行うこと。

(5) 飲料水兼用の耐震貯水槽を**廃止しないこと。**

(6) 公共施設にヘリサインの表示をつけること。

(7) 急傾斜地の改修を早期に行い、土砂災害危険区域について、警戒区域の指定を早急に行い、市民にわかるように看板を設置するよう県に求めること。

(8) 液状化や軟弱地盤の改良に取り組み、住民への周知と必要な対策を行うこと。

自治会組織

60. 町内会運営

- (1) 総代会・各種学区団体を巻き込む地域ぐるみ選挙をおこなわないよう啓発すること。
- (2) 地域集会場の建設補助金は、事業費の4分の3と改め、上限の拡大をはかること。賃借料の補助を行うこと。

< 5 > 平和行政に力を注ぐこと

61. 平和行政

- (1) 海外で戦争ができる安全保障法制（戦争法）、国民の目や耳や口をふさぐ秘密保護法、思想・内心を処罰する共謀罪法を廃止するよう国に求めること。
- (2) 憲法9条を守り戦争を行わないよう、国に要求すること。

- (3) 平和首長会議に出席し、加盟都市にふさわしい、非核平和行政を推進すること。
- (4) 核兵器禁止条約に批准するよう政府に要求すること。
 - ・市長はヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名に賛同署名をすること。
 - ・小中学校での被爆写真集の掲示や、授業での使用を進めること。
 - ・原爆記録フィルム・写真パネル、関係図書などを購入し、市主催の平和展を毎年開催すること。
 - ・高齢となられた被爆者の広島・長崎の原爆病院での健診にあたっては、介添人の旅費等も予算化すること。
- (5) 岡崎空襲の記録の保存・展示をする平和資料館をつくること。
- (6) 市民団体が長年取り組んできた「戦争を語る会」「戦争展」などを市の行事として行う事。
 - ・戦争体験を風化させないよう努力すること。
 - ・「戦争体験を語り継ぐ運動」を実施すること。
- (7) 秋の市民まつりに自衛隊を参加させないこと。
 - ・富士学校等による軍事訓練に市の施設を貸さないこと。
 - ・高等工科学校への入学を推奨しないこと。